

泉南市の子どもの権利に関する条例で、事業の進捗状況を検証するための仕組みとして、3名の学識経験者と2名の市民委員からなる子どもの権利条例委員会（子どもの権利に関する条例第16条に規定された委員会）を設置しています。平成27年11月に3回目の報告書が委員会から竹中市長に手渡されました。報告内容は次の3点です。

①子どもの権利条例を積極的に推進する市の体制として、「泉南市子どもの権利推進本部」ができました。このことで条例の全庁的な取り組みが展開されると期待しています。

②「泉南市子ども・子育て支援事業計画」（平成27～31年度）も、子どもの権利に関する条例に基づくものであり、条例で目標とする「子どもにやさしいまち」を具体的に推進する計画として着実な実施を期待しています。

③条例の第6条にある相談と救済の仕組みを整えることが大切であり、「子どもの固有性に対応できる専門性」「子どもの最善の利益のみに関心をもつ独立性」等を備えた仕組

みを検討していただきたい。

これらの報告書をもとに、事業を計画的に推進し、平成28年度も市民の皆さんとともに「子どもにやさしいまち」をめざしていきたいと思えます。



今回の報告については、詳細サイト（<http://www.city.sennan.osaka.jp/jinkenkyouiku/kodomonokenri/index.htm>）や市役所情報公開コーナーをご覧ください。

【問合せ】 泉南市子どもの権利に関する条例事務局（人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 / e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp）